

シテ下ニ就ク造域ノ意ヲ表ス  
一 船社者ヲ指スルニ云ク討シ置ルノ言ハ凡ク船社者ニ  
十内ノ多ク外ノ事業主ニ今更ニ限リ申向可儀者ノ船  
ニ討シ討シ見舞金トシテ(万内)ノ支出トス  
一 今後双方無因係結ス

○右邊今北大都運送也

北都島部南千位所三ノ五

方働者 二二名

金加者 金更

船運送

事業主が控集レ仕込ニテノ度レ積込仕込制トシ今更ニ  
シテ(同)船主ノ控集レ由更ニ積込トシテ申向可儀者ノ船  
ニ討シ討シ見舞金トシテ(万内)ノ支出トス

左様ニ申向可儀者ノ控集レ由更ニ積込トシテ申向可儀者ノ船  
ニ討シ討シ見舞金トシテ(万内)ノ支出トス  
一 今更ニ積込トシテ申向可儀者ノ船  
ニ討シ討シ見舞金トシテ(万内)ノ支出トス  
一 今後双方無因係結ス

○池水海軍省製造工場  
所至也 大正市東成区中橋所五五  
方働者 三二名  
金加者 金更  
大正一船方働者

船運送  
工場主方莫大ノ支出トシテ今更ニ積込トシテ申向可儀者ノ船  
ニ討シ討シ見舞金トシテ(万内)ノ支出トス